

平成二十四年 第十一回 青森市教育委員会定例会 会議録

一 開会日時 平成二十四年十一月十九日(月) 午前十時

二 閉会日時 平成二十四年十一月十九日(月) 午前十時五十二分

三 会議開催の場所 柳川庁舎 二階 大会議室

四 出席委員

五 事務局出席職員

教育部長
理事
教育次長
教育次長
浪岡教育事務所長
参事社会教育課長事務取扱
総務課長

小野寺 晃
工藤 壽彦
金澤 保
成田 一三三
和田 比呂志
館田 一弥
岸田 耕司

中央市民センター主幹
文化財課主幹
市民図書館主幹
文化スポーツ振興課副参事
学務課主査
学校給食課長
指導課長
浪岡教育事務所教育課主幹

佐藤 秀樹
鎌田 慎也
西村 惠美子
平出 道雄
石澤 千鶴子
月永 良彦
白取 範泰
木村 浩一
竹谷 圭司
中嶋 智明
岩淵 寿哉
本間 昭彦
伴 孝文
阿部 陽子

六 会議に付議された案件

(一) 議事

- 議案第三十九号 青森市社会教育委員の委嘱について
- 議案第四十号 青森市特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 議案第四十一号 青森市立小学校条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第四十二号 青森市小牧野遺跡の保護に関する条例の制定について
- 議案第四十三号 公の施設の指定管理者の指定について（青森市文化会館等の文化施設）
- 議案第四十四号 公の施設の指定管理者の指定について（青森市民体育館等の体育施設）
- 議案第四十五号 公の施設の指定管理者の指定について（青森市東部市民センター）
- 議案第四十六号 公の施設の指定管理者の指定について（青森市大野市民センター）
- 議案第四十七号 公の施設の指定管理者の指定について（青森市横内市民センター）
- 議案第四十八号 公の施設の指定管理者の指定について（青森市戸山市民センター）
- 議案第四十九号 公の施設の指定管理者の指定について（青森市北部地区農村環境改善センター）
- 議案第五十号 公の施設の指定管理者の指定について（青森市荒川市民センター）
- 議案第五十一号 公の施設の指定管理者の指定について（青森市浪岡体育館等）
- 議案第五十二号 公の施設の指定管理者の指定について（青森市浪岡中央公民館）
- 議案第五十三号 公の施設の指定管理者の指定について（青森市浪岡大杉公民館及び大杉公園）
- 議案第五十四号 公の施設の指定管理者の指定について（青森市浪岡北中野公民館）
- 議案第五十五号 公の施設の指定管理者の指定について（青森市浪岡女鹿沢公民館）
- 議案第五十六号 公の施設の指定管理者の指定について（青森市浪岡野沢公民館）
- 議案第五十七号 公の施設の指定管理者の指定について（青森市浪岡本郷公民館）
- 議案第五十八号 公の施設の指定管理者の指定について（青森市中世の館）
- 議案第五十九号 平成二十四年度一般会計補正予算について
- 議案第六十号 専決処分について

(一) 報告

- (一) 平成二十四年度青森市成人式について
 - (二) 青森市民室内プールの再開について
 - (三) 「アートで音楽のあるまちづくりの方針(素案)」に係るわたしの意見提案制度の実施結果について
 - (四) 財団法人青森市文化スポーツ振興公社の損害賠償請求に係る同公社元役員への求償に関する裁判について
 - (五) 平成二十四年度青森県学校給食献立コンクール入賞について
- (三) その他

七 会議録署名委員

西村 恵美子
月 永 良彦

八 会議の概要

午後十時に委員長が開会を宣言する。会期を一日とし、会議録署名委員を前項七のとおり指名する。
議案四十号から議案第六十号について、非公開の会議とすることを決定した。
議案三十九号について審議を行い、原案のとおり決定する。
事務局から五件の報告をし、平成二十四年第十二回定例会の日程調整をした後、非公開の会議により議案四十号から議案第六十号を審議し、原案のとおり決定し、閉会した。

九 会議の状況

(一) 議 事

委員長

それでは議事に入ります。
議案第三十九号「青森市社会教育委員の委嘱について」事務局から説明をお願いします。

小野寺教育部長から説明

議案第三十九号 青森市社会教育委員の委嘱について、御説明申し上げます。

社会教育委員につきましては、平成二十四年第三回市議会定例会において、その設置について定めた「青森市社会教育委員条例」の御議決を賜り、去る十月二日に公布、施行となりましたことから、これまで、公募委員の募集及び選考、関係団体への候補者の推薦依頼等の手続を行ってきたところではありますが、この度、これらの準備手続が整いましたことから、青森市社会教育委員の委嘱について、御提案申し上げるものであります。

当該委員につきましては、社会教育法において「学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、教育委員会が委嘱する」とされており、候補者の選考に当たっては、関係団体からの推薦のほか、三名の委員を公募することとしたものであります。

その結果、お手元に配付しております候補者名簿のとおり、

- ・ 学校教育の関係者二名、うち公募委員一名
- ・ 社会教育の関係者二名、うち公募委員一名
- ・ 家庭教育の向上に資する活動を行う者二名、うち公募委員一名
- ・ 学識経験のある者一名

の合計十名の方々を適任者と認め、その委嘱について御提案申し上げるものであります。

なお、委員の任期は平成二十四年十一月二十一日から平成二十六年十一月二十日までの二年間を予定しております。よろしく御審議くださるようお願いいたします。

委員長 ただいまの事務局の説明につきまして、御意見、御質問等はありませんでしょうか。

委員長 無いようですので、議案第三十九号について、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

各委員了承

委員長 御異議が無いようですので、原案とおり決定することといたします。

委員長

それでは、報告事項に入ります。今回の報告事項は五件となっております。はじめに、「平成二十四年度青森市成人式について」事務局から報告をお願いします。

館田社会教育課参事から説明

平成二十四年度青森市成人式の実施にあたり、その概要についてご報告申し上げます。

本市では、新成人を祝福し、新有権者としての自覚と誇りを喚起させるとともに、若者の社会的自立を促進し、青森市民としての意識の高揚と連帯感を養うため、平成二十四年度青森市成人式を実施いたします。

開催にあたっては、今年度の新成人ら十七人で組織する、平成二十四年度青森市成人式実行委員会が中心となり、企画から運営までを行います。

開催日時と場所につきましては、平成二十五年一月十三日の日曜日、青森会場は、リンクステーションホール青森（青森市文化会館）で正午から、また、浪岡会場は、青森市中世の館で十五時からとなっております。

また、今年度本市で成人式を迎えられるのは、平成四年四月二日から平成五年四月一日までに生まれた方であり、本年七月一日現在の数値であります。青森地区二千五百四十五人、浪岡地区百七十三人、合わせて二千七百十八人となっております。

今年度の成人式実行委員会につきましては、十月に立ち上げた後、これまで三回の会議を開催し、熱心に協議を重ねて参りました。

その結果、今年度のテーマは、「3D（ドリーミング、デベロッピング、ダッシング）」に決定されました。このテーマは、新成人として描く夢を、日々成長しながら実現していくことにより、一人一人が際立った存在として異彩を放ちたいという思いを、英語で夢のドリーミング、日々成長するのデベロッピング、異彩を放つのダッシングのそれぞれの頭文字、三つのDで「3D」と表現したものであります。

また、当日のプログラムにつきましては、ご覧の内容に決まったところでありませぬ。

成人式の開催にあたり、十二月中旬には、委員の皆様にご案内をさせていただきますので、ぜひご出席いただき、新成人の門出を祝福していただければ幸いです。

以上でございます。

委員長

ただいまの事務局の報告について、御意見、御質問等はございませんでしょうか。

委員長

特に無いようですので、次に「青森市民室内プールの再開について」事務局より報告をお願いします。

文化スポーツ振興課 中嶋副参事から説明

市民室内プールの再開につきまして、ご報告申し上げます。

市民室内プールにつきましては、昨年九月二十一日の天井部材落下事故以来、天井及び温水配管工事の為、長期間にわたる休館措置を講じてまいりましたが、当該工事も無事終了し、去る十一月十日、土曜日から再開することができました。

十一月十日の土曜日及び十一日の日曜日は、個人利用の方に限定して無料開放とし、この二日間で百五十八人のご利用がありました。

また、十一月中の団体利用申込みも既に届いていることであり、今後とも市民室内プールの周知を図り、利用促進に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

委員長

ただいまの事務局からの説明につきまして、御意見、御質問等はございませんでしょうか。

委員長

無いようですので、次に「アートで音楽のあるまちづくりの方針（素案）」に係るわたしの意見提案制度の実施結果について「事務局より報告をお願いします。

文化スポーツ振興課 中嶋副参事から説明

「アートで音楽のあるまちづくりの方針（素案）」に係るわたしの意見提案制度の実施結果につきまして、ご報告申し上げます。

それでは、お手元にお配りいたしました配布資料一をご覧ください。

「アートで音楽のあるまちづくりの方針（素案）」につきまして、平成二十四年九月一日の土曜日から九月三十日の日曜日までの一ヶ月間、「わたしの意見提案制度」を実施いたしましたところ、市民の皆様からいただいた御意見の件数は、三名から七件となっております。

続きまして配布資料二をご覧ください。

提出された意見の概要とこれに対する市の考え方及び意見の反映状況につきましては、

一は、市の「第九の会」への経費支援を継続していただきたいとの御意見ですが、具体的な取組は方針策定後の検討となっておりますことから、今後の取組の参考にさせていただくこととし、「実施段階検討」と整理いたしました。

二は、国際芸術センター青森の活用を図ってほしいとの御意見ですが、基本方向の「推進体制の整備」のなかに、国際芸術センター青森との連携を記述していることから、「記述・整理済」と整理いたしました。

三は、公立大学法人青森公立大学に芸術学部を新設することの御提案ですが、青森公立大学の建学の理念を尊重し、現時点では「反映困難」の整理いたしました。

四は、棟方志功記念館において、CDコーナーを設け、棟方志功の生涯を歌った曲を聴けるようにするとの御提案ですが、棟方志功記念館は市の施設ではございませんので、関係者に御提案を伝えることとし、「その他」と整理いたしました。

五は、ワ・ラッセや観光案内所等でCDコーナーを設け、県内名所旧跡や特産物を歌で観光客への案内を行うという御提案ですが、それぞれの施設において検討を要することから、今後の取組の参考にさせていただくこととし、「実施段階検討」と整理いたしました。

六は、青森に関する曲を市役所やアスパムなどの歌と関連する施設等でBGMとして活用するとの御提案ですが、具体的な取組は方針策定後の検討となっており、アスパムなどの施設につきましては、関係者に御提案を伝えることとし、「その他」と整理いたしました。

七は、青森に関する曲について、小・中学校にサブテキストとして冊子を配付するとの御提案ですが、既に郷土の音楽については、それぞれの学校で工夫して授業が進められているので、サブテキストとしての配付は、現時点では「反映困難」とさせていただきます。

今後のスケジュールにつきましては、現在、百人委員広聴会においていただいた意見を取りまとめているところであり、これらを参考に、「アートで音楽のあるまちづくりの方針案」をつくり、来月の教育委員会定例会でお諮りし、方針内容を決定してまいりたいと考えております。

なお、方針内容と「わたしの意見提案制度」の結果につきましては、来月の教育委員会定例会終了後、市のホームページ等の掲載、一月十五日の火曜日から二月十四日の木曜日まで文化スポーツ振興課、各支所、各市民セン

ターなどの縦覧場所で公表することとしております。以上でございます。

委員長

ただいまの報告について、御意見、御質問等はございませんでしょうか。

委員長

無いようですので、報告の四件目に入ります。「財団法人青森市文化スポーツ振興公社の損害賠償請求に係る同公社元役員への求償に関する裁判について」事務局から報告をお願いします。

文化スポーツ振興課 中嶋副参事から説明

財団法人青森市文化スポーツ振興公社の損害賠償請求に係る同公社元役員への求償に関する裁判について説明いたします。

委員の皆様におかれましては、各種報道でご存知のことと存じますが、先般、財団法人青森市文化スポーツ振興公社より、市教育委員会に対し、損害賠償請求に係る同公社元役員への求償に関する裁判について報告がありましたので、ご説明申し上げます。

お手元の配付資料をご覧ください。

まず、経緯についてであります。平成十八年三月に同公社元職員による不適正な税務処理が判明し、平成十九年十一月には元職員が青森警察署に業務上横領及び詐欺容疑で逮捕され、平成二十年十一月には刑事裁判で元職員の実刑判決が確定し、同年十二月公社が源泉徴収税の横領など総額九千三百八万九千六百七十円の損害賠償を求め民事訴訟を提起したものであります。

平成二十二年六月、この民事訴訟において、同公社が請求した損害額の金額を認める判決が確定したことから、元職員の財産の差し押さえ手続を行ってきたところであります。

その結果、回収金額は四千八百一十一円であり、元職員からの回収はこれ以上見込めないことから、元職員の当時の上司である役員四名に対し、同公社との委任契約又は雇用契約に伴う職務遂行上の善管注意義務違反により、全体で損害額相当額の賠償を求めるとしたものであり、平成二十二年十二月九日の同公社理事会終了後、同関係者へ損害額に係る請求の通知書を送達したところであります。

その後、請求に応じなかった元役員三名に対し、職務遂行上の善管注意義務違反を理由とする損害賠償責任を求め訴状を、平成二十二年十二月二十七日に青森地方裁判所へ提出いたしました。

裁判の経過につきましては、平成二十三年二月に第一回口頭弁論が開始され、平成二十四年十一月一日までに計十四回の口頭弁論が行われたところでございますが、その中で、平成二十三年十一月に被告一名、平成二十四年十月に被告一名、そして平成二十四年十一月に被告一名の和解が成立し、提訴から約二年を経て、当該裁判は終了いたしました。

回収金額につきましては、総額千二百三十三万三千八百六十九円となり、元職員への請求額九千三百八万九千六百七十円に対し、約十三パーセントの回収率となっております。

なお、個別の和解金額につきましては、和解条項において公表できないとのことでございますので、ご了承願います。

今後は元職員が出所後、本人に対し損害賠償額の請求を行っていくとのことでございますことから、同公社を指導・監督する立場である市教育委員会といたしましては、今後の同公社の対応を注視するとともに、適正な法人運営が図られるよう、引き続き同公社に対する指導を行ってまいります。

以上でございます。

委員長

ただいまの事務局の説明につきまして、御意見、御質問等はありませんでしょうか。

委員長

それでは、報告の五件目「平成二十四年度青森県学校給食献立コンクール入賞について」事務局から説明をお願いします。

学校給食課 本間課長から説明

「平成二十四年度青森県学校給食献立コンクール」が平成二十四年十一月十日に青森市で開催されましたので、その結果についてご報告申し上げます。

このコンクールは、地場産物を活用した食に関する指導の充実及び学校給食に対する児童生徒の関心を高めるとともに、学校給食献立の向上を図ることを目的に、青森県教育委員会と公益財団法人青森県学校給食会が主催となり、平成二十二年に創設され、本年度は三回目となります。

本年度は、県内十五校、延べ三十六チームの応募があり、その中から、本市の新城中央小学校が最優秀賞に、浜田小学校が優秀賞に選ばれました。青森市では、昨年に引き続き、三年連続で最優秀賞を獲得しております。

最優秀賞となった新城中央小学校が提案しました献立タイトルは、「新城中央っ子は地産地消給食で学力アップ」

で、青森県の特産品である長芋やホタテ、さば、イカなどの食材をふんだんに使用し、学校敷地内に植栽されているカシス、また、リンゴ、ぶどうが地域で作られていることから発案したゼリーなどの献立内容となっており、献立の獨創性が評価されたものと考えております。

優秀賞の浜田小学校の献立内容につきましては、配布資料のとおりとなっております。

教育委員会といたしましては、この度の受賞は、児童生徒の地場産物活用への関心を大いに高めたものと考えており、今後の学校給食におきましても、郷土色豊かな献立の提供に努めて参りたいと考えております。

委員長 ただいまの報告につきまして、御意見、御質問等はありませんでしょうか。

西村委員 このコンクールの作品を学校給食で取り上げるといふことはないのででしょうか。全校で食べてみると関心を高めることができるのではないかと思います。

学校給食課長 賞に選ばれた給食の食材が調達できれば可能になります。

委員長 その他、御意見、御質問等はありませんでしょうか。

特に無ければ、次回の定例会の日程について協議をしたいと思っております。事務局からお願いします。

総務課長 次回の定例会の開催につきましては、十二月二十六日 水曜日、午後三時から、教育研修センター 四階 第二研修室で行いたいと思っております。

委員長 事務局から次回の定例会の日程の調整がありました。皆様いかがでしょうか。

各委員了承

委員長 御異議がございませんので、次回は、十二月二十六日、水曜日、開催場所は教育研修センター四階 第二研修室といたしま

す。

それでは、先ほど議案第四十号並から議案第六十号につきましては、非公開の会議にすることといたしましたので、青森市教育委員会会議規則第十五条第二項の規定に基づき、委員及び事務局職員を除き、傍聴人、記者の皆様は退室をお願いいたします。

(別冊 非公開の会議参照)

平成二十四年十一月十九日開催の平成二十四年第十一回青森市教育委員会定例会の会議録を作成した。

平成二十四年十二月二十七日

書 記 金 子 健

右のとおり相違ないことを認め署名する。

平成二十五年一月二十五日

署名委員 西 村 恵美子

署名委員 月 永 良彦